

## 高知県酒米安定供給支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県酒米安定供給支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

### (補助の目的)

第2条 県は、県産酒米の安定供給体制の構築による土佐酒ブランドの確立を目的に、県内の酒造事業者等(以下「補助事業者」という。)が別表第1に定める補助事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業、補助事業者、補助対象経費等)

第3条 補助事業、補助事業者、補助対象経費、補助額及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条の補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たっては、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税を減額した金額を補助対象経費とし、別表第1に定める方法により補助金交付申請額を算出すること。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請を受理した場合は、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第2のいずれかに該当する場合又は県税の滞納若しくは税外未収金の滞納がある場合を除く。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- (4) 補助事業者は、この補助事業による業務を処理するために個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ。)を取り扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行う。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の変更交付の申請)

第8条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、速やかに別記第3号様式による変更交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更はこの限りでない。

(1) 補助金額を増額する場合

(2) 交付決定額の20パーセントを超えて減額する場合

(3) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合

2 知事は、前項の変更交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更の交付を決定し、別記第4号様式による変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業を中止する場合は、別記第5号様式による補助事業中止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書を審査し、適当であると認めるときは、概算払額の決定を行い、別記第7号様式による概算払額決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第8号様式による実績報告書を補助事業が完了した日から起算して14日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第9号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 知事は、実績報告書の書類の検査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、別記第10号様式による確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれか又は別表第2のいずれかに該当するときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずる。

(関係書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第11条第3項及び第13条から第16条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

補助事業	県内酒造事業者が、高知県で生産された米を使用して日本酒等を製造する事業
補助事業者	契約栽培に応じる酒米生産者を把握したうえで令和8年度産県産酒米（酒造用米）を購入する下記（1）及び（2）の者 （1）高知県内に主たる事業所を置く酒造事業者※1 （2）上記事業者で構成する協同組合等※2
補助対象経費	日本酒等を製造するために、酒米生産者又はJAから購入する令和8年度産の県産酒米（酒造用米）の価格が、同一銘柄・等級の令和6年度産米の価格より上昇した場合の上昇分 ただし、補助事業者に同一銘柄・等級の令和6年度産米の購入実績が無い場合、高知県内に主たる事業所を置く酒造事業者で構成された協同組合（以下、「協同組合等」という）等が購入した令和6年度産米の同一銘柄・等級の購入価格を基準価格にすることを認める。 さらに、協同組合等においても同一銘柄・等級の令和6年度産米の購入実績が無い場合、協同組合等における令和6年度産「土佐麗」の購入価格を基準価格にすることを認める。
補助対象外経費	輸送運賃、加工用米※3、備蓄米、県産の確認がとれない酒造用米及び及び交付申請書に添付する「県産酒米を納入予定の生産者情報」に記載されていない生産者から納入された酒米
補助率及び補助限度額	酒造用米（令和8年度産米）※4 令和6年度産米の価格からの価格上昇分の2分の1（1俵（60kg）当たり9,000円を上限）
補助例	<補助例1> 「吟の夢1等米」の令和6年度価格が20,000円/60kg、令和8年度価格が29,000円/60kgの場合 計算式： $(29,000 \text{円}/60\text{kg} - 20,000 \text{円}/60\text{kg}) \times 1/2 = 4,500 \text{円}/60\text{kg}$ →補助額は4,500円/60kg  <補助例2> 「土佐麗2等米」の令和6年度価格が15,500円/60kg、令和8年度価格が24,800円/60kgの場合 計算式： $(24,800 \text{円}/60 \text{kg} - 15,500 \text{円}/60 \text{kg}) \times 1/2 = 4,650 \text{円}$ （※100円未満の金額は切り捨て） →補助額は4,600円/60kg

※1 酒税法で定められた酒類製造免許を持つ者。

※2 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律で定められた協同組合等。

※3 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定められる加工用米のこと。

※4 加工用米を除く酒米（酒造好適米、一般うるち米（酒造用））のこと。

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (収集の制限)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用してはならず、又は第三者に提供してはならない。

#### (従事者への周知)

第5 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (事故報告)

第6 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。